

別添

## 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得

(目的)

第1条 この心得は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が締結する契約についての入札及び見積り（以下「入札等」という。）に関して、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構における物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成15年10月機構規程第80号。以下「特例規程」という。）に定めるもの及び別に公告、公示又は通知（以下「公告等」という。）した事項のほか、必要な事項を示したものです。

(入札参加者の資格)

第2条 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、機構が定める資格を有する者でなければなりません。

2 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約事務規程（平成15年10月機構規程第78号）第6条第5項及び第34条第5項により、全省庁統一資格による入札参加者については、入札参加申込の日から落札決定の日まで当機構の資格を有する者として認めるものとします。ただし、契約の相手方となった者については、契約の履行完了まで資格を有するものとみなします。

(入札保証金の納付)

第3条 入札参加者は、入札書の提出期限までに現金をもって入札保証金を機構に納付しなければなりません。ただし、公告等において入札保証金を免除された場合は、その納付を必要としません。

2 前項の入札保証金の額は、公告等において示された一定の率を申込者の入札価格に乗じて計算した金額（単価契約の場合は、公告等において示された金額）とします。

3 入札参加者は、入札書の提出期限までに次に掲げるものを機構に提供することにより、入札保証金の納付に代えることができ、又は入札保証金の納付を免除されます。

(1) 金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し又は支払保証をした小切手

(2) 為替証書又は払出証書

(3) 金融機関が交付する保証書

(4) 保険会社が交付する入札保証保険証券

(入札保証金の返還等)

第4条 入札保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。以下同じ。）は、落札者に対しては、契約締結後に、落札者以外の入札者に対しては、入札執行後に返還されます。

2 落札者は、契約保証金の納付を必要とするときは、入札保証金を契約保証金の一部にあてることができます。

(入札保証金の帰属)

第5条 落札者が契約を結ばない場合は、その者の納付に係る入札保証金は、機構に帰属します。

(入札等)

第6条 入札又は見積りに参加しようとする者（以下「入札等参加者」という。）は、示方書、図面、契約書案及び現場等を熟覧し、また暴力団排除に関する誓約事項（別紙）を承諾のうえ、入札等に参加しなければなりません。

2 入札等参加者は、公告等で示された日時、場所において、次の各号により入札等を行わなければなりません。入札書又は見積書を電子入札システムにより提出する場合は、公告等で示された日時までに電子入札システムにより提出しなければなりません。ただし、契約担当役の承諾を得て、又は契約担当役の指示により、書面にて提出する場合は、公告等で示された日時、場所において、次の各号により入札等を行わなければなりません。

(1) 入札の場合にあつては、入札書（様式第1号）を公告等番号、件名及び入札参加者の商号又は名称を表記した封筒に入れて封かんし、入札保証金の納付を必要とするときは、その納付を証明する書類を提示して、係員の指示により入札箱に投入すること。また、入札書の押印を省略する場合は、入札書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

(2) 見積りの場合にあつては、見積書（様式第2号を基本とするが所定の内容を具備すれば任意の様式で差し支えない。）を通知番号、件名及び見積りに参加する者の商号又は名称を表記した封筒に入れて封かんし、係員の指示により提出すること。また、見積書の押印を省略する場合は、見積書の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先を記載することとする。

3 入札参加者は、前項第1号の定めにかかわらず、公告等において郵便又は使者によって入札を行うことが認められているときは、前項第1号に定める入札を行うために必要な書類を入れた封筒に、「〇年〇月〇日（〇時）執行、公告（又は通知）番号第〇号、〇〇入札書在中」と表示した別の封筒に封入して送付することができます。

(入札等の辞退)

第7条 入札等参加者は、入札書又は見積書を提出するまでは、いつでも入札等を辞退することができます。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札等をした者がいないときに再度の入札等を行う場合も、また同様です。

2 入札等参加者が入札等を辞退するときは、辞退届を入札書又は見積書の提出期限までに電子入札システムにより提出し、又は辞退届（様式第3号）を持参し、若しくは郵送等により提出しなければなりません。

3 入札等を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはありません。

(公正な入札等の確保)

第8条 入札等参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為その他の不正行為を行ってはなりません。

2 入札等参加者は、入札等に当たっては、他の入札等参加者と入札等の意思、入札等の価格（入札保証金の金額を含む。）又は入札書、見積書、工事費内訳書その他契約担当役に提出する書類（以下「入札書等」という。）についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札等の価格を定めなければなりません。

3 入札等参加者は、落札者等の決定前に、他の入札等参加者に対して入札等の意思、入札等

の価格（入札保証金の金額を含む。）、入札書等を意図的に開示してはなりません。

（入札等の取りやめ等）

第9条 入札等参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札等を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札等参加者を入札等に参加させず、又は入札等の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

（入札書又は見積書の引換え等の禁止）

第10条 入札等参加者は、いったん提出した入札書又は見積書の引換え、変更又は取消しをすることはできません。

（他の入札等参加者の代理禁止）

第11条 入札等参加者又はその代理人は、入札等に際し、同一事項について同時に他の入札等参加者の代理をすることはできません。

（開札）

第12条 開札は、公告等において示した日時、場所において、入札参加者全員の入札書が投入された後、直ちに入札参加者（郵便又は使者により入札書を提出した者を除く。）又はその代理人の面前において行います。

2 電子入札による入札においては、開札は、公告等において示した日時に行います。ただし、入札参加者に第6条第2項第1号に該当する者がいる場合は、入札書が提出された後、直ちに入札書の記載金額を電子入札システムに登録し、当該入札参加者（郵便又は使者により入札書を提出した者を除く。）又はその代理人の面前において開札します。

（入札等の無効）

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、これに該当する者の入札等を無効とします。

- (1) 入札又は見積合わせの執行後、入札等参加者に機構が定める資格がないと認められる事情が明らかになった場合
- (2) 入札等の要素に錯誤があると認められた場合
- (3) 郵便により送付された入札書又は見積書が所定の日時までには到達しない場合又は郵便若しくは使者により提出された入札書又は見積書がその封筒の表記により当該入札の入札書であることを確認しがたい場合
- (4) 委任状を提出しない代理人が入札等を行った場合
- (5) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない又は提供しない場合
- (6) 入札書又は見積書に添付して提出することが求められている工事費内訳書その他の資料（以下「添付資料」という。）を提出しないとき又は不備のある添付資料を提出した場合
- (7) 入札書又は見積書の記載事項が不明な場合又は入札書又は見積書に記名がない場合（押印を省略する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名・連絡先の記載がない場合。）又は電子入札システムによる入札において、電子認証書を取得していない者が入札等を行った場合
- (8) 入札書又は見積書の金額が訂正されている場合
- (9) 明らかに連合によると認められる入札等を行った場合
- (10) 他人の競争参加を妨げ又は係員の職務の執行を妨害した場合
- (11) 著しく不正な価格をもって入札等し、他人の正常な競争を妨げた場合

(12) 同一人が、同一事項の入札等について2以上の入札書又は見積書を提出した場合又は入札参加者若しくはその代理人が他の入札等参加者の代理をして入札書又は見積書を提出した場合

(13) 前各号に掲げる場合のほか、入札等に必要な条件を具備しない場合

2 開札又は開封後、警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、機構公共事業等からの排除要請があったときは、当該者のした入札等は無効として取り扱うものとします。

(入札書等の取り扱い)

第14条 入札等参加者が連合し若しくは不穏な行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、提出された入札書等を必要に応じ公正取引委員会及び警察当局に提出する場合があります。

(落札者等の決定)

第15条 競争契約の場合は、開札の結果、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、予定価格が250万円を超える工事又は予定価格が100万円を超える調査、設計若しくは測量等の業務の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

2 前項ただし書に該当する入札を行った者は、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうかについての調査に協力しなければなりません。

3 随意契約の場合は、契約の目的に応じ予定価格の制限の範囲内で、見積書その他の資料に基づいて契約の相手方を決定します。

(再度の入札)

第16条 開札又は開封をした場合において予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札等を行った者がいないときは、別途指定する日時において再度の入札等を行うことがあります。

ただし、再度の入札は原則として1回を限度とします。

2 当初の入札等に参加しなかった者及び第13条各号のいずれかに該当したため当該入札等を無効とされた者は、再度の入札等に参加することができません。

(契約保証金の納付)

第17条 落札者又は契約の相手方と決定された者（以下「落札者等」という。）は、契約書の案の提出と同時に、現金をもって契約保証金を機構に納付しなければなりません。ただし、公告等において、契約保証金を免除された場合は、その納付を必要としません。

2 前項の契約保証金の額は、公告等において示された一定の率を契約価格に乗じて計算した金額（単価契約の場合は、公告等において示された金額）とします。

3 落札者等は、次に掲げるものを機構に提供することにより、契約保証金の納付に代えることができ、又は契約保証金の納付を免除されます。

(1) 金融機関が振り出し又は支払保証をした小切手

(2) 為替証書又は払出証書

(3) 金融機関又は公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社が交付する保証

(4) 保険会社又は金融機関が交付する公共工事履行保証証券

(5) 保険会社が交付する履行保証保険証券

（契約保証金の返還）

第 18 条 契約保証金又は金融機関の保証は、その契約が完全に履行された後に返還されます。ただし、分割履行が認められた場合においては、分割履行した都度、その割合に応じて返還を請求することができます。

第 19 条 削除

（契約書等の提出）

第 20 条 契約書を作成する場合には、落札者等は、契約担当役から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の日又は契約の相手方決定の日から 7 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に機構に提出しなければなりません。ただし、機構の書類による承諾を得て、この期間を延長することができます。

なお、機構が指定する日がある場合はこの限りではありません。

2 落札者等が、前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、第 15 条の定めに基づく落札又は契約の相手方の決定は、その効力を失います。

3 契約書の作成を要しない場合においては、落札者等は、落札決定後又は契約の相手方決定後速やかに、請書その他これに準ずる書類を機構に提出しなければなりません。ただし、機構がその必要がないと認めて指示したときは、この限りではありません。

（契約の確定）

第 21 条 前条第 1 項により契約書を作成する場合には、落札者等が契約書を機構に提出し、機構がこれを審査確認のうえ記名押印したときに契約が確定するものとします。

（異議の申立）

第 22 条 入札等参加者は、入札書又は見積書の提出後、この心得、示方書、図面、契約書案及び工事現場等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

別紙

### 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記のいずれにも該当しません。  
また、当該契約満了までの将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

以上のことについて、入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

### 記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- 2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- 3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

様式第1号

入	札	書
金		円
<hr/>		
件名	<hr/>	

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得（及び内容説明書）承諾のうえ、上記金額により入札します。

年 月 日

住所  
氏名

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
契約担当役

殿

※ 以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。  
本件責任者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇  
担当者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇  
連絡先1：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（代表）  
連絡先2：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（〇〇課）

備考 内容説明書がない場合は、（ ）書を削除して使用して下さい。

（A列4番）

様式第2号

見	積	書
金		円
<hr/>		
件名	<hr/>	

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構契約申込心得（及び内容説明書）承諾のうえ、上記金額により見積りします。

年 月 日

住所  
氏名

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
契約担当役

殿

※ 以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。  
本件責任者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇  
担当者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇  
連絡先1：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代表）  
連絡先2：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（〇〇課）

備考 内容説明書がない場合は、( ) 書を削除して使用して下さい。

(A列4番)

入札（見積り）辞退届

件名

---

上記件名の通知を受けましたが、都合により入札（見積り）を  
辞退いたします。

年 月 日

住所  
氏名

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構  
契約担当役

殿

※ 以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

本件責任者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇

担当者：〇〇株式会社 〇〇課 〇〇 〇〇

連絡先1：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代表）

連絡先2：〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（〇〇課）

備考 「入札」又は「見積り」のいずれかを削除して使用して下さい。

（A列4番）